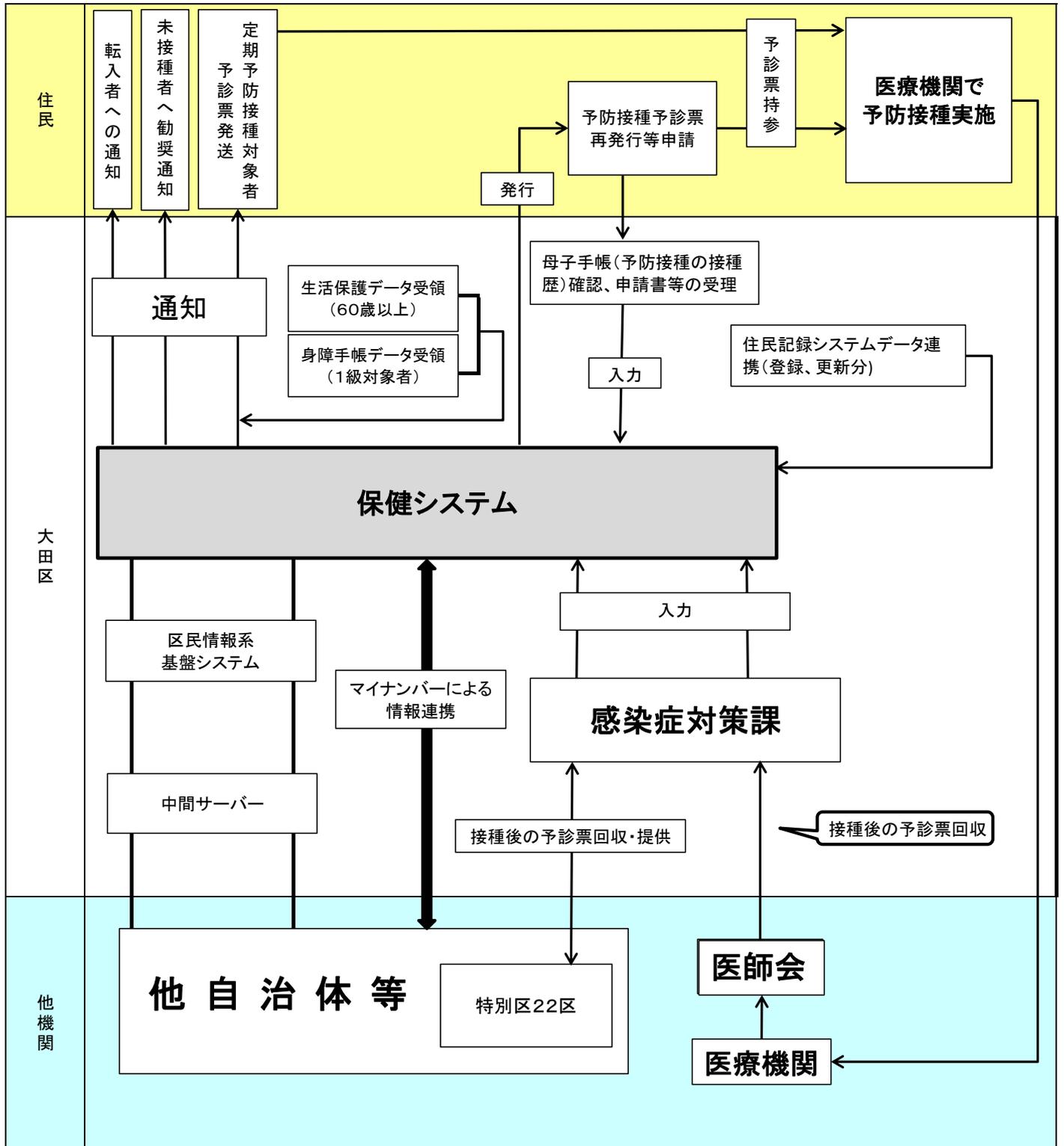


# 予防接種法に基づく予防接種事務の流れ

- ① 転入者などによる予防接種予診票発行申請受理、確認次第発行
- ② 医療機関、医師会を通して予防接種の接種履歴確認、入力(大田区を除く特別区22区で接種した分は、接種した区から予診票を回収)
- ③ 上記①、②で入力した情報をもとに未接種者勧奨通知送付
- ④ 住民記録の転入者情報をもとに、6歳以下の転入者の方へお知らせを送付



# 新型インフルエンザ対策等特別措置法に基づく予防接種事務の流れ

- ① 転入者などによる予防接種予診票発行申請受理、確認次第発行
- ② 医療機関、医師会を通して予防接種の接種履歴確認、入力(他自治体等で接種した分は、接種した区から予診票を回収)
- ③ 上記①、②で入力した情報をもとに未接種者勧奨通知送付
- ④ 住民記録の転入者情報をもとに、転入者の方へお知らせを送付

